

2026 年度

学校法人 日本医科大学
日本医科大学武藏小杉病院

看護師特定行為研修



2026 年 1 月

I. 研修概要

1. 看護師特定行為研修制度について

わが国は、団塊の世代が75歳以上となった2025年を経て、超高齢社会の新たな段階に入り、医療需要の増大と医療従事者の確保が大きな課題となっています。このような状況下において、医師の包括的指示のもと、手順書に基づき一定の診療の補助を行うことができる高度な実践能力を有する看護師の活用は、医療提供体制の維持・強化に不可欠です。

このため、専門的知識と技術を備え、チーム医療の中核を担う看護師を養成する制度として、「特定行為に係る看護師の研修制度」が創設されました。

（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為および同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令 2015年10月1日施行）

2. 看護師特定行為研修について

特定行為研修は、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修です。

3. 特定行為と募集人員

特定行為区分	特定行為	定員
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	中心静脈カテーテルの抜去	10名
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ライン確保	5名
術中麻酔管理領域 (麻酔パッケージ)	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整 侵襲的陽圧換気の設置変更 人工呼吸器からの離脱 直接動脈穿刺法による採血 橈骨動脈ライン確保 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与 及び投与量の調整 脱水症状に対する輸液による補正 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液 の投与量の調整	10名

4. 研修期間

基本区分（1区分）：2026年4月～2027年3月

術中麻酔管理領域：2026年4月～2027年9月

5. 研修内容

本研修は、全ての特定行為区分に共通する「共通科目」と、特定行為区分ごとに異なる「区別科目」に分かれており、「共通科目」を修了したのちに「区別科目」を履修する。

1) 履修科目

①共通科目（9ヶ月間：4月～12月）

- ・共通科目の約2／3は、S-QUE研究会提供のe-ラーニングを利用する。
- ・共通科目は、e-ラーニングによる講義と集合教育による演習、実習、試験により構成される。

※指定の講義（e-ラーニング）の受講と講義毎の小テストを受け、規定に達した者は演習／実習／科目修了試験に進むことができる。

履修科目	時間数				
	講義	演習	実習	試験	合計
臨床病態生理学	27	2		1	30
臨床推論	35	8	1	1	45
フィジカル アセスメント	39	3	2	1	45
臨床薬理学	35	9		1	45
疾病・臨床病態概論 (主要疾患)	27	2		1	30
疾病・臨床病態概論 (主要疾患)	7	2		1	10
医療安全学／ 特定行為実践	22	13	9	1	45
合計					250

※自身のPCやスマートフォンなどを利用し自宅でも学習できるがインターネットの接続が必要。

②区別科目（3ヶ月間：1月～3月）

- ・講義（一部e-ラーニング使用）、演習、実習、試験（筆記試験）で構成。
- ・実習は5症例から10症例を経験し、様式に沿ってレポートを提出する。

特定行為名	時間数				
	講義	演習	実習	試験 (講義時間に含)	合計
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	7	1		1	8

実習時間を除く

特定行為名	時間数				
	講義	演習	実習	試験 (講義時間に含)	合計
動脈血液ガス分析関連	12			1	13

実習時間を除く

術中麻酔管理領域（麻酔パッケージ）					
経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置調整	8			1	9
侵襲的陽圧換気の設置変更 人工呼吸器からの離脱	12	4		1	17
直接動脈穿刺法による採血 桡骨動脈ライン確保	12			1	13
硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整	6	1		1	8
持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	10	1		1	12
脱水症状に対する輸液による補正	8	2		1	11

実習時間を除く

※時間数の変更がある場合があり、その都度シラバスで確認すること。実習時間は指定された症例の確保状況に応じ変動あり。

2) 修了要件

共通科目における評価（筆記試験・各種実習の観察評価）に加え、区分別科目における評価（筆記試験・各種実習の観察評価）に合格し、特定行為研修管理委員会における最終判定をもって修了認定する。

3) 時間・場所

- ①e-ラーニングは、各受講者の事情に合わせ受講できるが、演習・実習開始までに全ての視聴、および小テストを終了する必要がある。（受講開始から約6ヶ月以内）。
- ②当院で実施する講義、演習、実習、試験等の時間割は当院で定める。
- ③原則、平日開講。
- ④集合教育（講義・演習・試験等）は全て日本医科大学武蔵小杉病院で行う。
- ⑤実習は、日本医科大学武蔵小杉病院または協力施設で行う。

4) 研修修了後の厚生労働省への届出について

日本医科大学武蔵小杉病院は、看護師特定行為研修修了を認定された者を「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令」に基づき、氏名、看護師籍の登録番号及び生年月日、修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称、特定行為研修を修了した年月日、特定行為研修を実施した指定研修機関の名称について、厚生労働大臣に届出る。

5) 講義スケジュール

（1）共通科目について

- ①S-QUE 研究会提供の e-learning（以下 e-learning）を利用して学修する。
- ②e-learning の使用方法は別途参照。（全日病 SQUEe ラーニング「看護師特定行為研修」演習・実習の手引き）
- ③e-learning の学修は進度表を参考に各自で進める。
- ④e ラーニングは自身のパソコンやスマートフォンなどを利用し、自宅等でも学修できる。
- ⑤共通科目は e ラーニングによる講義、演習、実習、試験により構成されている。
- ⑥2026年9月末日までに e ラーニングの講義の視聴が終了していない場合は、共通科目の演習・実習を履修することができない。

（2）共通科目の学びの構成と日程について

受講決定者の方を対象としたオリエンテーション時に説明

（3）時間割

- ①時間割は別途定める。
- ②時間割に変更が生じた場合は、その都度連絡する。

（4）区分別科目の開始時期

受講決定者の方を対象としたオリエンテーション時に説明

（5）免除規定について

- ①特定行為研修修了者が未履行の特定行為区分、または領域別パッケージの受講を希望した場合、特定行為研修管理委員会で審議の上、共通科目の受講を免除する。
- ②院内研修において 2026 年 3 月までに共通科目（講義）を修了した者は、共通科目（講義）修了証明書を確認の後、特定行為研修管理委員会で審議の上、共通科目の受講を免除する。
- ③院内研修において共通科目（講義）を修了した者が、共通科目（演習・実習・試験）を受講できる期限は 2 年間とする。

6) 受講費用について

別紙募集要項に記載のとおり

7) 学修について

（1）学修に必要な新たな教材等が生じた場合は、事務局より連絡がある。

（2）個別指導について

- ①試験の成績、提出を求められたレポート内容の状況、e ラーニング内の確認テストの成績および e ラーニングの進捗状況に応じて、指導者による面接や個別指導を行うことがある。

（3）レポートの提出について

指導者が受講生の学修理解の確認を行うことを目的にレポート提出を求めることがある。

- ①所定の形式：原則、A 4 サイズ・word 形式・明朝体フォント 10.5 ポイントとする。
- ②指示された提出期限を厳守し、指導者が指示した場所へ提出する。

（4）学修に使用できる場所について

- ・日本医科大学武蔵小杉病院図書室※ただし、e-learning を聴講する際はイヤホンを使用すること。また、混雑時にはパソコンをゆずり迷惑にならないよう配慮すること。
- ・院内研修者においては、6 E・8 W・8 E 病棟の多目的室を使用しても差し使えないが、各自で借用の手続きの上使用すること。

（5）欠席の連絡

- ①事務局に欠席の旨を電話で連絡する。
- ②履修時間の不足については「講義・演習・実習時間不足分についての対応」に定めるとおりとする。

（6）休校措置について

次の理由により、休講が生じた場合の履修時間の不足については「（8）講義・演習・実習時間不足分についての対応」に定めるとおりとする。

- ①講義等の担当者都合による休講
- ②天災・交通機関の不通による休講
- ③感染症の流行による休講
- ④その他

（7）成績の評価方法

- ①本研修における成績の評価は、筆記試験、実習評価にて行う。
- ②成績の評価は、次に掲げる認定基準によって行う。
 - ・筆記試験については、原則 100 分の 80 以上を可とし、100 分の 80 未満を不可とするが、一部の科目で合格点が 60 点ないし 70 点以上となる場合がありその場合はあらかじめ委員会より提示する。
 - ・実習評価については、実習評価表に基づき各科目の到達目標レベルに達していることを確認する。
 - ・科目成績は、筆記試験、実習評価の結果に基づき、総合的に評価を行う。

（8）講義・演習・実習時間不足分についての対応

看護師特定行為研修では、講義・演習・実習において所定の研修時間が規定されており、災害・忌引き・指定感染・私事等の原因の如何に関わらず遅刻・早退・欠席により研修時間が規定に満たない場合には補習が必要となる。補習の方法は、指導者と調整のうえ、後日、講義・演習・実習を行う。

6. 実習について

実習についての詳細は別途「実習要綱」に示す。

1) 実習の方法

実習は、共通科目実習・区分別科目実習及び追実習・再実習に分けられる。

2) 実習の種類

種類	内容
共通科目実習	共通科目における実習
区分別科目実習	区分別科目における実習
追実習	病気その他のやむを得ない理由により実習時間が不足した者 に対して行う実習 症例の不足を補うための実習も含む
再実習	実習の評価の不合格者に対して行う実習

3) 実習場所

原則、指定の病棟及び研修室で行うこととし、各区分別の臨地実習は所属する自施設で行う。なお、自施設実習を行うためには、当該施設に当院の連携協力施設として、連携協力体制（指導者、医療安全管理、緊急時の対応、患者への同意説明体制、該当症例数の確保等の要件を満たす体制）に関する書類を作成のうえ提出すること。

4) 追実習・再実習

- (1) 追実習の期間は、指導者より指示する。
- (2) 追実習日は無料とする。

(3) 再実習の期間・場所は指導者より指示する。

(4) 再実習は有料とし、金額は下記のとおりとする。

種類	金額
再実習	1万円

7. 試験について

1) 試験の方法

試験は、それぞれ共通科目試験・区別科目試験・追試験・再試験に分けられる。

この他、講義中に隨時試験を行う。

2) 試験の種類

種類	内容
共通科目試験	共通科目の科目終了時に行う試験
区別科目試験	区別科目の科目修了後に行う試験
追試験	病気その他のやむを得ない理由により試験に欠席が不足した者に対して行う試験
再試験	共通科目試験・区別科目・OSCE 試験の不合格者に対して行う試験

3) 受験資格

既定の講義時間の受講を満たしていない者は、受講資格を有さない。

4) 試験日

(1) 試験の日程・時間については、演習の日程表とともに別途通知となる。試験の日時、時間割をよく確認し試験に臨むこと。

5) 追試験

(1) 追試験は指導者が指定した日に行う。

(2) 追試験の受験料は無料とする。

6) 再試験

(1) 再試験は指導者が指定した日に行う。

(2) 再試験は有料とし、金額は下記のとおりとする。

種類	金額
再筆記試験	2千円（1回）
OSCE 再試験	1万円（1回）

8. 学籍について

学籍とは、受講生としての身分を有することを意味し、本研修の受講選考に合格して入講手続を完了した者に本研修の入講が許可され、受講生としての学籍が与えられる。

- (1) 休学・復学については、日本医科大学武蔵小杉病院看護師特定行為研修要領第 19 条・20 条に定める。
- (2) 休学の期間は、原則として 1 期を超えることができない。
- (3) 復学を希望する場合は、所定の様式を用いて復学を願い出ること。
- (4) 退学については、日本医科大学武蔵小杉病院看護師特定行為研修要領第 21 条に定める。
- (5) 除籍については、日本医科大学武蔵小杉病院看護師特定行為研修要領第 22 条に定める。

9. 教育訓練給付制度について

本研修の一部の区分・領域パッケージについて厚生労働省「教育訓練給付制度」のご利用が可能です。

教育訓練給付制度、受給要件等につきましては、厚生労働省 HP よりご確認下さい。

(参考：厚生労働省 HP の URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00044.html



* URL が改編されると当該 QR コードは使用できませんので予めご了承ください)

* インターネットにより「厚生労働省 教育訓練給付金」で検索いただく方法もあります

(1) 厚生労働省 教育訓練給付制度「特定一般教育訓練講座」に指定されている講座

- ・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・術中麻酔管理領域

(2) 支給に係る申請手続きは必ずご自身で行う必要があります。詳細はパンフレットや関連 HP を必ずご確認ください。

10. 各種証明書について

各種証明書の発行は、「証明書発行願」に必要事項を記入し、事務局に申し込む。尚、申込者本人であることを確認したうえで証明書を渡すため、証明書を受領しようとするときは、身分を証明できるものを提示すること。

証明書の種類・交付日数・交付場所

証明書の種類	交付日数	交付場所
成績証明書	2週間程度	事務局
修了証明書	1週間程度	
在籍証明書	1週間程度	
授業料納入証明書	2週間程度	